

武雄都市計画特別用途地区の変更（武雄市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種類	面積	備考
白岩運動公園地区	約 18.5 ha	(建築してはならない建築物) 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 観覧場（競技場その他の運動施設に付帯するものに限る。） (2) 公園施設（都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。） (3) 都市公園法第 6 条の規定により公園管理者の許可を受けたもの
大規模集客施設 制限地区	約 90.0 ha	(建築してはならない建築物) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの
文教地区	約 14.2 ha	(建築してはならない建築物) 次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 法別表第二（は）に掲げるもの (2) 武雄市文化会館設置条例（平成 18 年条例第 99 号）、武雄市公民館設置条例（平成 18 年条例第 98 号）に規定するもの
合 計	約 122.7 ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

武雄市文化会館周辺地区の用途地域を「第一種中高層住居専用地域」から「近隣商業地域」に見直します。また、白岩運動公園の一部を都市公園から廃止するとともに、特別用途地区（白岩運動公園地区）から除外することとしています。

それに伴い、周辺環境に影響を及ぼす可能性がある大規模集客施設等の立地が可能となるため、周辺の住環境及び学校、図書館等の教育文化交流施設の保全・向上を図るため、用途地域の変更、都市公園の一部廃止及び特別用途地区（白岩運動公園地区）の除外とあわせて、特別用途地区（文教地区）を都市計画に定めるものです。